平成２５年（再イ）第３号

高知市吉田町５番９号

再生債務者　宮地　司年

1　決議に付する再生計画案　平成25年６月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月４日まで

平成25年６月６日

高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第２２８号

愛知県小牧市久保一色南２丁目101番地パレス306号

再生債務者　角田ジョージこと　カクダ　ジョージ　ユキシゲ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月18日付け再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月４日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第２４号

大阪府高石市取石２丁目35番２―202号、開始時の住所大阪府和泉市伯太町２丁目９番３―110号

再生債務者　上原　典之

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成15年８月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年６月５日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２０年（再イ）第２０３号

北九州市八幡西区陣山３丁目３番17号

再生債務者　石田　徹也

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年12月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年６月４日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第８３５号

神奈川県小田原市曽我原545

再生債務者　井上　　奨

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成25年６月４日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１０００２号

茨城県那珂市鴻巣3882番地３

再生債務者　木村　　稔

1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年８月７日まで

水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０１０９号

東京都足立区中川４―32―12

再生債務者　菊地　　茂

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月18日まで

平成25年６月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号

埼玉県行田市城西５丁目２番22号

再生債務者　千原　満也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月19日まで

平成25年６月５日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再ロ）第３号

千葉県八街市榎戸406番地100

再生債務者　里城　雅人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月26日まで

平成25年６月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再ロ）第１１号

開始決定時の住所北海道旭川市２条通４丁目59番地の１　サンハイツ３号室

再生債務者　石橋三希子（旧姓田村・川合）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年７月２日まで

平成25年６月４日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号

青森県五所川原市大字七ツ館字虫流53番地83

再生債務者　芦田　博美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年７月４日まで

平成25年６月６日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年八月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年六月四日に株主総会の承認決議を得ており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　信濃毎日新聞

掲載の日付　平成二十五年五月二十三日

掲載頁　二十七頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年六月十四日

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字川原丙五二二番地一　（甲）株式会社鷲澤建設

代表取締役　鷲澤　　汪

熊本県水俣市石坂川一一五九番地二六　（乙）有限会社水俣採石工業

代表取締役　鷲澤　　汪

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月十四日

東京都江東区白河三丁目二番一Ｄ，グラフォード清澄白河二一〇三号　合同会社ａｃｔｉｎ　Ｐｈｉｌｏｓｏｐｈｙ　代表社員　青山　通法

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十日

掲載頁　五十六頁（号外第七十七号）

（乙）掲載紙　東京新聞

掲載の日付　平成二十五年五月二十一日

掲載頁　二十九頁

平成二十五年六月十四日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号　（甲）株式会社バビロン　代表取締役　百武　茂樹

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号　（乙）株式会社ユニベルシテ　代表取締役　百武　茂樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年八月一日であり、甲は平成二十五年六月四日に株主総会の承認決議を得ており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　信濃毎日新聞

掲載の日付　平成二十五年五月二十三日

掲載頁　二十七頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年六月十四日

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字川原丙五二二番地一　（甲）株式会社鷲澤建設　代表取締役　鷲澤　　汪

熊本県水俣市石坂川一一五九番地二六　（乙）有限会社水俣採石工業　代表取締役　鷲澤　　汪

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月十四日

東京都江東区白河三丁目二番一Ｄ，グラフォード清澄白河二一〇三号　合同会社ａｃｔｉｎ　Ｐｈｉｌｏｓｏｐｈｙ　代表社員　青山　通法